

ヨシムラ社会保険労務士事務所通信

7

July
2011

発行:ヨシムラ社会保険労務士事務所
〒000-00 35-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16
TEL/FAX: 049-77-6010 email : info@yoshimura-sr.com
発行日:2011年7月1日

最新情報

個別労働紛争に係る相談は「過去最高」だった昨年と同水準！

厚生労働省から、平成22年度の個別労働紛争解決制度の施行状況が公表されました。

■□■ 平成22年度の相談、助言・指導、あっせん件数 ■□■

総合労働相談件数	113万234件
民事上の個別労働紛争相談件数	24万6,907件
助言・指導申出件数	7,692件
あっせん申請受理件数	6,390件



■□■ 平成22年度の状況のポイント ■□■

- ◆総合労働相談、民事上の個別労働紛争に係る相談、助言・指導申出受付件数は、**過去最高**を記録した平成21年度と同水準で高止まりしています。
- ◆あっせん申請受理件数は減少しました。
- ◆「いじめ・嫌がらせ」、「その他の労働条件(自己都合退職など)」といった相談が増加する一方、「解雇」に関する相談が大幅に減少しました。紛争内容は多様化しています。
- ◆相談、助言・指導、あっせんの利用者は主に労働者ですが、**正社員の割合が減少し、パート・アルバイト、期間契約社員**といった非正規労働者の割合が増加しました。
- ◆助言・指導は1カ月以内に97.6%、あっせんは2カ月以内に93.6%が処理終了しています。「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を活かした運用がなされているといえます。

■□■ あっせんとは例えばどんなもの？ ■□■

メンタルヘルス・解雇についての事案(厚生労働省発表の典型的事案)

事案の概要	申請人は10年以上、正社員として勤務していたが、仕事によるストレス性急性障害で入院した。その約1ヶ月後に復職したが、営業に異動させられ、さらに、「営業は正社員ではないから、社会保険も今月で終わりだ。」と突然言われた。これは明らかにリストラ扱いだと思う。正社員としての地位保全を求めたいが、不可能であれば補償金〇〇万円を求めたい。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が双方の話の主張をまとめ、当事者間の調整を図ったところ、〇〇万円を支払うことで合意が成立した。

労働契約や就業規則の内容に不備や矛盾があると紛争の火種となります。未払い残業や労働条件の変更など、不安な点がありましたら、当事務所まで、お気軽にお尋ねください。

新情報！

雇用保険法が改正されました！

「最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の施策を講ずる必要がある」という理由から、雇用保険法及び労働保険料徴収法が改正されることになりました。



◇雇用保険法の改正◇ 今年8月から施行

1. 賃金日額の引き上げ

失業者に対する基本手当の算定基礎となる「賃金日額」について、法定の下限額及び上限額を引き上げ。

賃金日額の下限額 現行：2,000円 → 改正後：2,320円（320円の引き上げ）

2. 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率を引き上げ。

○ 基本手当の所定給付日数を3分の1以上残して再就職した場合

改正前：給付率30%（暫定措置で40%） → 改正後：給付率50%

○ 基本手当の所定給付日数を3分の2以上残して再就職した場合

改正前：給付率30%（暫定措置で50%） → 改正後：給付率60%

確認 再就職手当の額＝基本手当日額×{所定給付日数の残日数×給付率(50%or60%)}

② 就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率を引き上げ（従来の暫定措置による率を恒久化）。

改正前：給付率30%（暫定措置で40%） → 改正後：給付率40%

確認 常用就職支度手当の額〔原則〕＝基本手当日額×{90×給付率(40%)}

◇労働保険料徴収法の改正◇ 来年4月から施行

法定の雇用保険率を引き下げることとする(失業等給付分の率を1,000分の2引き下げ)。

○一般の事業の雇用保険率について

改正前：法定の雇用保険率(1,000分の19.5〔失業等給付分1,000分の16〕)

注. 平成23年度の雇用保険率は、弾力的変更の規定により、1,000分の15.5〔失業等給付分1,000分の12〕とされている。

改正後：法定の雇用保険率(1,000分の17.5〔失業等給付分1,000分の14〕)

注. 改正後は、弾力的変更の規定により、失業等給付分については、1,000分の10まで引き下げ可能。

※弾力的変更後の実際の雇用保険料率につきましては、来年の3月頃決定されましたら、またお伝えします。

お仕事 カレンダー

- 7/10 ● 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出
● 労働保険料概算・確定申告書の提出
● 労働保険料の納付
● 労災保険一括有期事業報告書の提出
● 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業: 概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
● 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
● 特例による源泉徴収税の納付(1月～6月分)

- 7/15 ● 障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限
● 所得税予定納税額の減額申請
7/31 ● 労働者死傷病報告書の提出
● 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 所得税の予定納税額の納付
● 5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告
● 8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より

梅雨の最中という中、体調の管理を充分にして、毎日の業務に邁進して下さい！